明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（**内閣府・総務・文部科学**二）　二
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・文部科学・厚生労働**一）　四
○農業信用保証保険法施行規則等の一部を改正する命令（**内閣府・農林水産**九）　五

〔省　令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**八七）　一四
○総務省組織規則の一部を改正する省令（**同**八八）　二五
○総務省定員規則の一部を改正する省令（**同**八九）　二六
○統計法施行規則の一部を改正する省令（**同**九〇）　二九
○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（**同**九一）　三三
○抵当証券法施行細則の一部を改正する省令（**法務**四一）　三九
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（**財務**六二）　三九
○文部科学省組織規則の一部を改正する省令（**文部科学**三九）　四一
○文部科学省定員規則の一部を改正する省令（**同**四〇）　四一
○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（**同**四一）　四三
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一四六）　四四
○厚生労働省定員規則の一部を改正する省令（**同**一四七）　四五
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（**同**一四八）　四五
○住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働・国土交通**二）　四五
○植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**五〇）　四九
○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（**同**五一）　四九
○農林水産省定員規則の一部を改正する省令（**同**五二）　四九
○農住組合法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産・国土交通**三）　五〇
○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（**国土交通**五三）　五二
○国土交通省定員規則の一部を改正する省令（**同**五四）　五三
○独立行政法人国際観光振興機構に関する省令の一部を改正する省令（**同**五五）　五三
○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**国土交通・環境**二）　五六
○防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令（**防衛**七）　五七
○防衛省定員規則の一部を改正する省令（**同**八）　五八

〔告　示〕

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の主務大臣が指定する地域の一部を改正する件（**内閣府・文部科学・厚生労働**一）　六〇
○金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（**金融庁**四四）　六九
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分）を公表する件（**総務**三〇四）　七三
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和元年分～令和二年分）を公表する件（**同**三〇五）　七三
○構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件の一部を改正する件（**同**三〇六）　七三
○特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件（**同**三〇七）　七四
○特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する件（**同**三〇八）　七六
○平成二十九年総務省告示第八十二号の一部を改正する件（**同**三〇九）　七六
○有明海及び八代海等の再生に関する基本方針を変更した件（**総務・文部科学・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　七七
○令和三年度において使用される特別支援学校の教科書の定価を認可した件（**文部科学**一五二）　七九
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**三一三）　八一
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（**同**三一四）　八三
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（**同**三一五）　八四
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件（**同**三一六）　八五
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（**同**三一七）　八六
○トルコ産かんきつ類の生果実に係る農林水産大臣が定める基準の一部を改正する件（**農林水産**一四八九）　八七
○エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置の一部を改正する告示（**経済産業**一九四）　八七

（以下次のページへ続く）